

自衛隊明記の改憲は違憲無効であることの証明 ～集団的自衛権解釈変更という虚偽から紐解く憲法九六条等違反～

小西 洋之

こにし・ひろゆき 参議院憲法審査会幹事。
全国憲法研究会、憲法理論研究会会員。元総務省課長補佐。著書に「私たちの平和憲法と解釈改憲のからくり ―専守防衛の力と「安保法制」違憲の証明」(八月書館) など。

〇はじめに

安倍総理は5月3日の憲法記念日に、「憲法9条の1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という憲法改正を行い「東京オリンピックのある2020年中に施行したい」と公言した。既に自民党は本年中に自衛隊を明記する改正案の他党協議をまとめ来年に国会提出をする方針で党内議論を開始し、また、公明党、日本維新の会も7月より議論を始めると報道等されている。安倍総理の情念ともいべき意志の下、来年の通常国会の間に憲法改正の発議を行い、来年末に任期を迎える衆議院議員の総選挙と同時に憲法改正の国民投票が行われる可能性が極めて高いと指摘されているところである。

しかし、そもそも、この安倍総理の改憲は、一体何を意味するのだろうか。自衛隊の存在を明記するだけで9条の内容はそのまま維持されるのか。あるいは、実は9条の内容が変わってしまうのか。憲法違反の解釈変更や安保法制はどうなるのか。

結論を先に述べれば、安倍総理の改憲は、単なる自衛隊の明記に止まらず絶対の違憲立法である安保法制をなし崩し的に合憲化し、安保法制によって空文化された9条と前文・平和主義を死文化する。そして、恐るべきことに、解釈変更の虚偽によって国民を騙して行われる憲法改正としてそれ自体が違憲無効となるとともに、いわゆる「押し付け憲法論」どころではない「騙され憲法論」ともいべき想像を超える克服不能な大混乱を社会にもたらすことになるものである。まさに「改憲」ではなく「壊憲」であり、「国民主権、法の支配・立憲主義の破壊」と言えよう。

これは、自衛隊を憲法に明記することや安保法制に関する賛否などあらゆる立場を超えて、私たちの国が法治国家、民主主義国家であり続けそれを子孫に引き継いでいくためには、誰もがその真実から目を背けることが許されない、絶対に許してはならない究極の暴挙である。

この「安倍総理の改憲自体が違憲無効になるという真実」——これは壊憲に対処するあらゆる立場の方々において必須の座標軸となるものと確信する——を国会議員として負う憲法尊重擁護義務(第99条)と憲法学会に属する一科学者の良心に懸けてご説明し、迫り来る「壊憲」を私たち民主主義社会の力で阻止するための戦略を提案したい。

I. 集団的自衛権行使の解釈変更が絶対の違憲であることの証明¹

安倍総理の改憲の真実を理解するためには、まず、「安倍総理の解釈変更（7.1 閣議決定）における合憲の論拠とは何か。それによって9条が法規範としてどのような状態になっているのか。」の客観的な科学的事実の理解が必須となる。

実は、「安倍内閣の解釈変更は、昭和47年政府見解という古文書の中に限定的な集団的自衛権行使を許容する「従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理」なるものを非科学の不正行為（いわゆるインチキ、ペテンの類い）によってねつ造して強行されたものであり、この世に科学が存在する限り未来永劫に絶対の違憲である」ことが国会審議で疑問の余地がないまでに——かつて、天動説が否定され地動説が科学的真実であることが立証されたように——完全に証明されている。

すなわち、憲法学者や政治学者でなくとも、日本語を読解でき常識を有する国民であれば誰でも容易に絶対の違憲であると断定せざるを得ないものである。安倍総理の関与について一大疑惑事件となった加計・森友学園の問題などと異なり、「安倍総理自らが絶対悪の憲法違反の暴挙を犯したことが、明白な物証を持って完全に証明済みの問題」なのである。これは間違いなく日本社会で最重要の問題であるが、前二者と違って新聞・テレビ等で十分な報道に至らず、未だに国民世論化されていないのである。

そして、国民から憲法を奪った解釈変更の不正行為によって再び国民を騙して、今度は憲法改正によって未来永劫に国民から憲法を奪い去ろうとしている民主制における究極の蛮行というべきものが安倍総理の改憲なのである。（要するに、解釈変更で行った「壊憲」を利用し、改憲により「完全な壊憲」を遂行しようとする暴挙である）

1. 安倍内閣の解釈変更の合憲論拠の意味

安倍内閣は、「集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ないと思います。したがって、そういう手段をとらない限りできない」（角田禮次郎内閣法制局長官 昭和58年2月22日）等、9条の条文を変えない限り不可能と全ての内閣が国会で答弁していた集団的自衛権行使を解釈変更だけで可能にした。

この合憲の論拠として、安倍内閣が7.1 閣議決定に明記するものはただ一つである。まず、同決定の「3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置」の「(1)」で、「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」とした上で、「したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、…論理的な帰結を導く必要がある」としている。これは、安倍内閣として解釈変更を行

¹ 詳細は拙著「私たちの平和憲法と解釈改憲のからくり ——専守防衛の力と「安保法制」違憲の証明」（八月書館）を参照。全ページを以下で公表している。<http://konishi-hiroyuki.jp/heiwa-2/>

うに当たって政府が踏まえるべき法原理を設定したものであり、「歴代政府の9条解釈の基本論理たる「基本的な論理」の枠内の解釈変更であれば合憲であり、それを超える解釈変更であれば、それは政府の憲法解釈の論理的整合性と法的安定性を逸脱するものとして違憲となる」との趣旨と解される。このような法原理は、法の支配・立憲主義、議院内閣制の趣旨（国民代表機関である国会が政府の憲法解釈を監督し国民主権を担保する）に照らしても一定の妥当性が認められるものであろう。

次に、「(2)」の中で、安倍内閣が考えるこの「憲法第9条の解釈の基本論理」なるものについて『憲法第9条はその文言からすると、…**外国の武力攻撃**によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される』とし、「これが、…従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり」と述べている。

そして、この「基本的な論理」の所在については、「昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されている」としている。この資料が「昭和47年政府見解」と通称されているものであり、確かにタイプ打ちで作成された同見解には当該「基本的な論理」と同一の文言が記載されており、図1に示す内閣法制局が保管している昭和47年政府見解の手書きによる原義（起案文書）²においても同一の文言が記載されている。

すなわち、**安倍内閣は7.1閣議決定において、昭和47年政府見解の中に、限定的な集団的自衛権行使を許容する歴代政府の9条解釈の「基本的な論理」が存在しているのだと明記している**のである。

■7.1 閣議決定抜粋（下線、太字、一部省略の処理は小西による）

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

(1) (略) 政府の憲法解釈には**論理的整合性**と**法的安定性**が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の**基本的な論理**の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。

(2) 憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な**自衛の措置**を採ることを禁じているとは到底解されない。一方、この**自衛の措置**は、あくまで**外国の武力攻撃**によって**国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態**に対処し、**国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される**。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の

² この昭和47年政府見解の原義は2015年4月に私が初めて内閣法制局より開示させ、その存在が明らかになったものである。

行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和 47 年 10 月 14 日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

この基本的な論理は、憲法第 9 条の下では今後とも維持されなければならない。(以下、略)

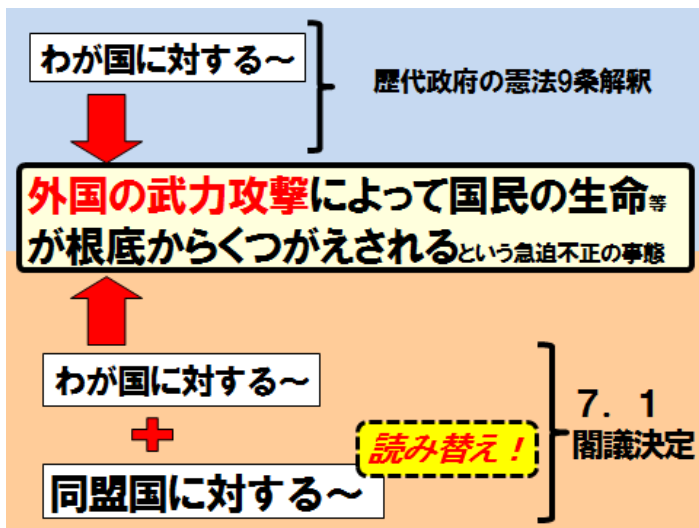


2. 昭和 47 年政府見解の「外国の武力攻撃」の読み替え

ここで、前記の「基本的な論理」のどこに限定的な集団的自衛権行使が法理として許容されていると読み取ることができるのか。

ポイントは、「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態」という文章の中の「外国の武力攻撃」という文言にたまたま「誰に対する」と明記されていないということである。7.1 閣議決定以前の「憲法第九条は、外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないと解している。」（「政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書」平成 16 年 6 月 18 日）などに代表される個別的自衛権のみを許容し、同時にそれが故にあらゆる集団的自衛権行使を違憲とする歴代政府の 9 条解釈の

基本論理からするとこの「外国の武力攻撃」という文言は、当然、「我が国に対する外国の武力攻撃」（＝個別的自衛権行使の局面）としか読めないはずである。しかし、安倍内閣は、こうした読み方に加えて、「同盟国に対する外国の武力攻撃」とも読み替えることができると主張し、「同盟国（米国）に対する外国（イラン）の武力攻撃によって日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」（＝石油の確保を目的として自衛隊が集団的自衛権を行使するホルムズ海峡事例）という文章が成立する、すなわち、集団的自衛権行使を許容する法理がここに存在すると主張しているのである。



■参-外交防衛委員会 平成 27 年 3 月 24 日

- 小西洋之君 今私が申し上げたような同盟国、我が国でない他国に対する外国の武力攻撃ということもここに概念的に含まれるというふうに考え出したのは、横島長官、あなたが初めての法制局長官ということによろしいですね。
- 政府特別補佐人（横島裕介君） 同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができるということでございます。

ここで、昭和 47 年政府見解における「外国の武力攻撃」という文言を「同盟国に対する外国の武力攻撃」の意味にも理解してよいという安倍内閣の主張は、限定的な集団的自衛権行使を許容する法理が同見解の中にその作成当時から存在しているということになる。

■参-外交防衛委員会 平成 27 年 6 月 11 日

- 小西洋之君 四十七年見解を作ったときに今お認めになった限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんだと、作ったときにですね、そういう理解でよろしいですか。
- 政府特別補佐人（横島裕介君） 法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。

つまり、安倍内閣による解釈変更とは、「2014 年 7 月 1 日に政府として初めて憲法 9 条解釈の根本規範を変更し集団的自衛権行使を可能としたというものではない」のである。安倍内閣が 7.1 閣議決定に明記しその後繰り返し国会答弁している解釈変更の説明とは、昭和 47 年政府見解の中にその作成当時から存在していた個別的自衛権と限定的な集団的自衛権の両方の武力行使を許容する法理からなる「基本的な論理」を 7.1 閣議決定に至る検討の過程で初めて発見し、限定的な集団的自衛権行使を許容する法理に現在の安全保障環境の下でのホルムズ海峡事例などの新しい立法事実（昭和 47 年の当時には認識されていなかった立法事実）を当てはめて、初め

てその法理を実際に使用したに過ぎない、そしてその使用実績がこれまでの個別的自衛権行使の法理の使用実績に加わり、使用実績の全体の状況を整理したという意味で「解釈変更」があったとしている、というものである³。

■衆-予算委員会 平成 26 年 7 月 14 日

○安倍内閣総理大臣 今回の閣議決定における憲法解釈は、・・・昭和四十七年の政府見解における憲法第九条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための合理的な当てはめの帰結を導いたものでありまして、これは、従来の憲法解釈の再整理という意味で憲法解釈の一部変更ではありますが、**憲法の規範を変更したものではない**わけでありまして。

ここで、実は、昭和 47 年政府見解の作成者が明らかになっている。図 2 の同見解の原義の表面には早坂剛参事官の起案印とともに、決裁者である吉國一郎 内閣法制局長官、真田秀夫 同次長、角田禮次郎 同第一部長の三名の決裁印が押されている。

とすると、「昭和 47 年政府見解の作成当時からその中に限定的な集団的自衛権行使を許容する憲法 9 条解釈の「基本的な論理」が存在する」という安倍内閣の主張は、同見解の作成者である吉國長官らが 9 条の解釈をそのように法理として理解し、それを作成時に書き込んだということになる。

すなわち、「外国の武力攻撃」という文言に「我が国に対する武力攻撃」という意味の他に「同盟国に対する外国の武力攻撃」という意味も込めて（その意味が法理として確保されるようにわざと「誰に対する」と書かずに）、単に「外国の武力攻撃」と書いたということになるのである⁴。

■参-我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 平成 27 年 8 月 3 日

○小西洋之君 基本的な論理ですね、七月一日の閣議決定。それが昭和四十七年政府見解にも書かれている。その基本的な論理について、この四名の頭の中であって、それが昭和四十七年政府見解の中に当時書き込まれたというふうな答弁をなさっているという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしているわけでございます。

以上、安倍内閣の解釈変更が合憲か否かについての法論理的な判断は、昭和 47 年政府見解の中の「外国の武力攻撃」という文言が、その作成者である吉國長官らの手によって意図的に「誰に対する」と明記せずに書かれたものか、それが科学的に事実とみなせるのかどうかの一点のみに論理的に帰着することになる。すなわち、いわゆる法令解釈の問題ではなく、**ある事実がこの世に在るのか無いのか、それが**

³ 限定的な集団的自衛権行使の発動の要件である「武力行使の新三要件」は、「基本的な論理」の文言を用いて（一部、第一要件にある「明白な危険」という文言を与党協議の中で政治的に追加して）作成されたものである。

⁴ 安倍内閣は、昭和 47 年政府見解の作成当時の資料等は一切存在せず（同見解の「原義」とその「タイプ打ち」だけが存在）、限定的な集団的自衛権行使を許容する法理が読み取れる政府見解や国会答弁は昭和 47 年政府見解の前後には一つも存在しないとしている。（参-外交防衛委員会 平成 27 年 5 月 19 日 等）

真実なのか否かという科学的な事実の証明問題に帰着するのである。

もし、「外国の武力攻撃」が「同盟国に対する外国の武力攻撃」との意味に読むことができない場合は、7.1 閣議決定でいうところの限定的な集団的自衛権行使の法理を含む9条解釈の「基本的な論理」なるものは昭和47年政府見解の中には存在しない「**ねつ造の論理**」となり、「基本的な論理が昭和47年政府見解に明確に示されている」との7.1 閣議決定の記載は事実と反する虚偽の主張となる。その結果として、こうしたねつ造の論理に基づく安倍内閣の解釈変更は、自ら7.1 閣議決定の中で設定した「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」との法原理に反することになり、安倍内閣がこれ以外に合憲の論拠を有していない以上、元の「あらゆる集団的自衛権行使は違憲」という従来の政府解釈しか残らないこととなり、**解釈変更もそれに基づく安保法制も絶対の違憲無効になるのである。**

3. 安倍内閣の解釈変更が単なる不正行為であることの証明

結論を先に述べると、安倍政権の解釈変更は「外国の武力攻撃」という文言を恣意的、便宜的かつ意図的に読み替えたという、何らの法的な論理（科学）に基づくものではない非科学の不正行為によるものであり、絶対の違憲無効である。

このことは論理則に基づいた6つの観点から科学的に証明できると分析しているが⁵、本論ではその最も根本的な論拠となる昭和47年政府見解の作成者の立法意思の観点について説明する。

(1) 昭和47年政府見解の作成者達が国会答弁などで全否定している

昭和47年政府見解の**最終決裁権者の吉國長官**が、作成のきっかけとなった三週間前の国会答弁において、7.1 閣議決定において「基本的な論理」の「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」という文言を用いながら集団的自衛権行使は違憲であると明言するなど、「同盟国に対する外国の武力攻撃」という読み替えそのものを論理的に否定する答弁を繰り返し行っている。

■吉國內閣法制局長官 答弁抜粋（昭和47年9月14日）

「外国の侵略が現実に起こった場合に「**生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利**」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する私どものいままでの**解釈の論理の根底**でございます。その論理から申しまして、**集団的自衛の権利**ということばを用いるまでもなく、**他国が——日本とは別なほかの国が侵略されている**ということは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないということで、**まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ**」

「憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということは、どうしても**憲法九条をいかに読んでも読み切れない**。わが国が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるといふときに、この自国を防衛するために必要な措置をとるといふのは、**憲**

⁵ 拙著の巻末「補足説明」p.214以降を参照。

法九条でかろうじて認められる自衛のための行動」

「憲法第九条の規定が容認しているのは、**個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだ**ということが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、その法律論の由来は…、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるとというのが自衛行動だという考え方で、**その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではない**という法律論として説明をしている」

同じく昭和47年政府見解の決裁者である真田次長、角田部長も、その前後の幾つもの国会答弁で、集団的自衛権行使は「**よもや憲法9条がこれを許しているとは思えない**」（昭和47年5月12日 真田次長）、「**集団的自衛権につきましては全然行使できないわけでございますから、ゼロでございます**」「**集団的自衛権は一切行使できない**」「**日本の集団的自衛権の行使は絶対にできない**」（昭和56年6月3日 角田部長（当時）は長官）など、集団的自衛権行使が違憲であることを明言している。

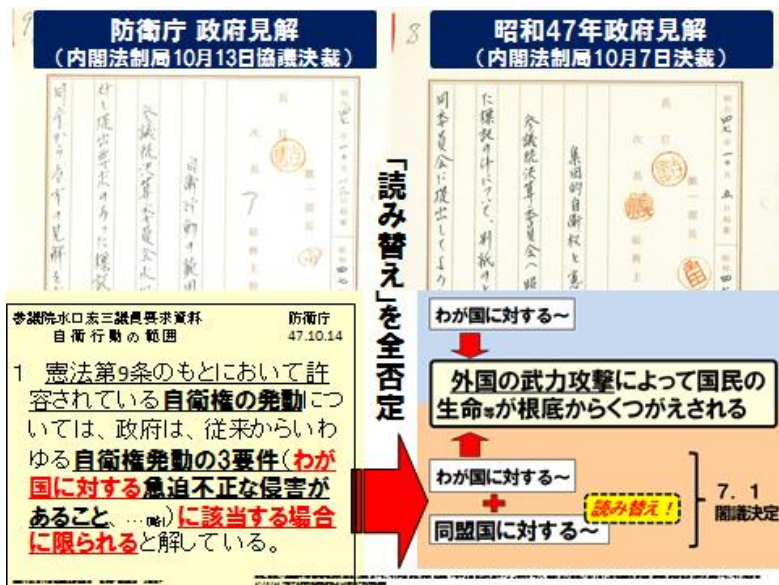
(2) ご健在の作成者がご自身の証言で全否定している

なお、唯一人御健在の角田部長にあっては、複数の報道機関の取材に対し、「ここに書かれてある「**外国の武力攻撃**」は、**日本そのものへの攻撃のことです。日本が侵略されていないときにどうなる、なんて議論は当時なかった**」（15年8月28日 週刊朝日）、「**この見解の中に限定的な集団的自衛権が認められているなんて、誰もそんなことは考えていなかった**」（16年6月3日 週刊金曜日）、「**（「外国の武力攻撃」の対象は）日本のこと。同盟国のことは考えていなかった**」（16年7月1日 共同通信）など、作成者ご自身の証言、いわば生き証人として「同盟国に対する外国の武力攻撃」という読み替えを否定なさっている。小西も2016年11月3日に角田先生に直接お会いした際にこれらと同じ見解を伺い、同年12月8日に参院外交防衛委員会でその内容を紹介し議事録に刻んでいる。

(3) もう一つの昭和47年政府見解たる「防衛庁 政府見解」が全否定

昭和47年政府見解と同じ9月14日の国会質問を受けて当時の防衛庁が作成し、内閣法制局に国会提出の決裁を仰ぎ、吉國長官ら三名が決裁（署名捺印）した「**防衛庁 政府見解**」⁶においては、「憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、**従来から**いわゆる自衛権発動の3要件（**わが国に対する急迫不正な侵害があること（略）に該当する場合に限られると解している**）」と明記され、昭和47年政府見解において「我が国に対する外国の武力攻撃」ではない「同盟国に対する外国の武力攻撃」という読み替えを行うことが絶対に許されないことが明々白々に示されている。（図2参照）

⁶ 「昭和47年政府見解」の原義・タイプ打ち（国会提出資料）とともに小西HPで公開している。



このように、安倍内閣による「昭和47年政府見解の読み替え」が、何らかの法的な論理ではなく単なる不正行為であることは、それを作成した当事者の国会答弁や現在の生の証言、さらには、その当時に同時に作成された他の政府見解の文言から、物証と論理を持って科学的に完全に証明されているのである。それが故に、安倍内閣の解釈変更は政府の憲法解釈の「論理的整合性と法的安定性」(7.1閣議決定)を真っ向から破壊するものとして、絶対に合憲になりえず、安保安法は未来永劫に違憲無効なのである⁷。

(4) 最高レベルの法律家や社説報道も「絶対の違憲」等を主張

解釈変更が非科学の不正行為による暴挙であることは、2015年の安保国会では、濱田邦夫 元最高裁判所判事が「法匪というあしき例であり、法律専門家の検証に堪えられない」「裁判所に行って通るかというに通らない」(9月15日)、宮崎礼壹 元内閣法制局長官が吉國長官や真田次長の答弁などに言及しつつ「四十七年政府意見書から、集团的自衛権の限定的容認の余地を読み取ろうというのは、前後の圧倒的な経緯に明らかに反します」、「いわば黒を白と言いくるめる類いと言うしかありません」(6月22日)、伊藤真 弁護士が「当時の吉國長官答弁及び防衛庁政府見解によって完全に否定されている」などと明言している。さらには、この昭和47年政府見解の読み替えを根拠に違憲と断じる学術論文が発表されている。(学習院大学法科大学院 野坂泰司教授 本誌2016年8月号)等)

また、朝日新聞(16年9月19日)や東京新聞(同20日)においては、昭和47年見解の読み替えを根拠に自らの見解として違憲との社説報道をしているところである。

⁷ 安倍内閣はこれらの物証に基づく追及に対し論理破綻した答弁拒否に終始している。詳細は「平成28年年10月20日、同12月8日 外交防衛委員会質疑」など国会議事録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/>で「小西洋之 昭和47年政府見解」で検索。

II. 安倍総理の改憲が憲法 96 条等で違憲無効になることの証明

1. 安倍総理の自衛隊明記の改憲の意味

本題である安倍総理の改憲がそれ自体で違憲無効となる証明に入る。

まず、この間、安倍総理は「憲法 9 条の 1 項、2 項を残すことは、当然、従来の憲法 9 条解釈の基本的な論理に基づく武力行使の新三要件という、今まで受けている憲法上の制約は受ける、その制約は変わらない」との旨の答弁（参院予算委 5 月 9 日）、そして、自民党の保岡興治 憲法改正推進本部長は「9 条の従来の政府解釈を 1 ミリも動かさないで自衛隊を憲法に明確に位置付ける」（6 月 12 日）、「安倍総理は、政府解釈も含めた憲法 9 条の解釈には一切触れずに、自衛隊が違憲との議論の余地をなくす改正を提案」（6 月 21 日）と、新たに同本部の顧問に就任した高村正彦副総裁は「自衛隊は憲法違反という神学論争に終止符を打とうというのが安倍総理の提言。集団的自衛権は憲法学者が違憲だといっているが、この神学論争には今回の改正では終止符を打たない」（6 月 20 日）との旨を述べている。これらの最高責任者の発言からは、安倍総理以下の自民党は、①従来の政府解釈は一切動かさずそのまま維持し、かつ、②7.1 閣議決定の解釈変更の合憲性などについては触れない憲法改正なるものを企図しているものと解される。

これらを踏まえて、自衛隊の存在を明記した「第 9 条の 2」の条文案の例を示す（なお、第 9 条に新 3 項を設ける方法は法的には同じことである）。【A】は日本会議の関係者で安倍総理のブレーンともされる伊藤哲夫・日本政策研究センター代表の論文をベースにしたもの、【B】は安倍内閣の「武力行使の新三要件」をそのまま条文化したもの、【C】は【A】、【B】とは異なり自衛隊の行使する自衛権の内容について「必要最小限度」以外何ら規律しないものである。

A：フルスペックの集団的自衛権行使が可能

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第九条の二 我が国の平和と独立を守るため、確立された国際法規に基づく自衛権を行使するための組織として自衛隊を保持するものとする。

B：限定的な集団的自衛権行使が可能（「武力行使の新三要件」）

第九条の二 我が国に対する武力攻撃が発生した事態、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態において、これらの武力攻撃を排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない場合に、必要最小限度の自衛権を行使するための組織として自衛隊を保持するものとする。

C：限定的な集団的自衛権行使が可能（自衛権行使を規律しない）

第九条の二 前条の規定は、必要最小限度の自衛権を行使する実力組織（自衛隊という。）を設けることを妨げるものと解釈してはならない。

第九条の二 前条の規定に反しない範囲内で、必要最小限度の自衛権を行使する自衛隊を保持するものとする。

第九条の二 この憲法の条規及び確立された国際法規に照らし法律で定めるところにより、必要最小限度の自衛権の行使その他必要な活動を行う組織として自衛隊を保持するものとする。

【A】は自衛隊の自衛権の行使に何の限定もされておらず、フルスペックの集団的自衛権行使が事実上可能となる。【B】は文字どおり限定的な集団的自衛権行使のみが可能となるが、実は、「従来の政府解釈を維持する」という主張に立つならば、第9条の2は「武力行使の新三要件」を一言一句過不足なく規定する（【B】）か、逆に、自衛権の行使について「必要最小限度」一切規律しない条文とする（【C】）しか論理的に選択肢がないものと解される。なぜなら、武力行使の新三要件は「昭和47年政府見解の読み替え」の不正行為でねつ造された9条解釈の「基本的な論理」の文言から作られたものであり、「新三要件を超える武力行使は、憲法9条の改正が必要」（政府答弁）とあるように、安倍内閣の論法においても9条で許容される限界ギリギリの要件だからである。それ故、新三要件は、安保法制の自衛隊法等の条文にも過不足なくそのまま規定されており、もし、新三要件の文言を少しでも削ったり足したりすると、限定的な集団的自衛権を超える武力行使が論理的に可能になるのである。

しかし、【B】については武力行使の新三要件という集団的自衛権行使の論争に真っ正面から決着を付ける憲法改正となるから、結局、現在の改正方針の下で自民党が用意できる改正案は【C】のみになるものと解される。ただし、この【C】についても、衆参の憲法審査会及び本会議での審議において、「第9条の2に明記された自衛隊は限定的な集団的自衛権行使はできるのか」との条文解釈の追及に対し与党の憲法改正原案の発議者は、当然、「この自衛隊は、昭和47年政府見解に示されている「基本的な論理」が許容する限定的な集団的自衛権行使を始め安保法制で可能とされている全ての行動ができる」との条文解釈を明らかにせざるを得ないことになるから、結論として【C】は【B】と同じく「安保法制を合憲化する憲法改正」にならざるを得ないものと解される。

以上から、現時点における安倍総理の改憲とは、条文の形態を問わず必ず安保法制を合憲化する改正となり、かつ、「従来の憲法解釈を維持する」との方針に基づく改憲ということになる。

2. 安倍総理の改憲は虚偽の主張に基づく憲法改正となる

ここで、安倍総理らが述べている「従来の9条の解釈」とは、解釈変更（7.1閣議決定）によって生み出された限定的な集団的自衛権行使を許容する9条解釈の「基

本的な論理」のことであるが、実は、この安倍総理の暴挙たる解釈変更が、安倍総理の宿願の憲法改正を不可能にしてしまうのである。

なぜならば、「従来の9条の解釈を変えない、動かさない」という安倍総理らの主張を論理的に突き詰めると、実はこれが、「9条の従来解釈の「基本的な論理」が、昭和47年政府見解の中に、それが作成された当時から存在している」という虚偽の主張に基づく憲法改正にならざるを得ないからである。

つまり、自民党総裁たる安倍総理は、以下のように昭和47年政府見解の中にあるはずもない限定的な集団的自衛権を許容する9条解釈の「基本的な論理」なるものの存在を主張し、それによって「従来の政府解釈は何も変わっていない」という虚偽の主張をすることになるのである。

安倍総理： 「9条の2に自衛隊の存在を明記するだけで、従来の9条の解釈は何も変わっていない。安心して国民投票で賛成して欲しい。」

野党議員： 「9条の2の「自衛隊」は限定的な集団的自衛権行使ができるのか？」

安倍総理： 「もちろんだ。従来の9条解釈の枠内である安保法制で可能な行動は全てできる。」

野党議員： 「9条において限定的な集団的自衛権ができるという「従来の9条の解釈」なるものはどこから来たのか？集団的自衛権行使はずっと違憲だったではないか。」

安倍総理： 「昭和47年政府見解の中に、限定的な集団的自衛権行使を許容する従来の9条解釈の「基本的な論理」が存在している。よって、限定的な集団的自衛権行使はもともと合憲だったのだ。ずっと合憲だったのだ。」

この安倍総理の説明のうち、最後の太字の部分は虚偽（いわゆる真っ赤なウソ）によるものとなる。なぜなら、「I.」で示したとおり、昭和47年政府見解の中には限定的な集団的自衛権を許容する「基本的な論理」なるものは影も形も存在しないからである。このことから安倍総理による**9条の2改憲**においてどのような法的、政治的、社会的な問題が生じるのかを検証する。

3. 安倍総理の憲法改正が違憲無効になることの証明

(1) 虚偽に基づく憲法改正は憲法96条違反で違憲無効となる

憲法改正は、憲法96条によって、衆参の本会議での2/3以上の賛成による憲法改正の発議によって行われる。

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。（以下、略）

この96条による国民への憲法改正案の「提案」の中で、安倍総理や自民党は、「この憲法改正は、自衛隊の存在を明記した9条の2を新たに追加する改正である。しかし、9条の従来の解釈は何ら変更されていない。9条の従来の解釈とは昭和47年

政府見解の中に存在する限定的な集団的自衛権を許容する「基本的な論理」である。」という説明を行うことになる。

これを聞いた国民は、「自衛隊を明記するだけで、9条の解釈は従来のもので変わらないのか。昭和47年政府見解という、45年以上も前の政府文書の中に、元々、集団的自衛権行使は合憲と書いてあったのか。」と受け止めて、国民投票で賛成あるいは反対の票を投じることになる。

しかし、これは虚偽の主張により国民を騙して行う憲法改正として、何らの法的な正統性を認めることができず、憲法96条に反して違憲無効になると解される。なぜなら、96条による憲法改正は、論理的には9条の文言を（前文・平和主義などの憲法の基本原理の枠内であれば）どのようにも変えることができるものであるが、主権者である国民を騙し、その判断を誤らせて国民投票をさせ、新しい憲法を作ることが96条で認められるとは到底、解せないからである。具体的には、96条の「提案」に虚偽によって国民を欺く行為が含まれると条文解釈することはできないし、国民の「承認」が虚偽の主張によって騙されて行うことを含むと解釈することは認めようがないからである。

更に、これは、安倍総理らが企図する改憲の実現のために主権者である国民の憲法改正権を悪用するものであり、憲法の基本原理である国民主権（前文、第1条）に反し、また、憲法が立脚する法の支配・立憲主義の普遍原理に反する暴挙となる。なお、国民主権原理に反し違憲無効であることは、憲法前文の「この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法…を排除する。」という明文規定によっても明らかである⁸。

(2) 虚偽に基づく憲法改正は国民投票法違反で違法無効になる

安倍総理や自民党の虚偽による憲法改正は、憲法96条に違反して違憲無効となるのみならず、憲法改正の手続法である国民投票法にも違反して無効となると解される（違法無効）。

国民投票法第11条では、衆参の国会議員からなる「国民投票広報協議会」を設置し、国民に対して憲法改正案の内容をさまざまな媒体によって広報することになっている。具体的には、第14条で同協議会が改正案の「要旨」、「参考事項の分かりやすい説明」、「発議に当たっての賛成・反対意見を掲載した公報の原稿」などを作成する。これらに書かれる安倍総裁を始めとする自民党の主張のすべてが、虚偽の主張に基づくものになり、このような広報物で国民を欺き、国民が騙されて投票する憲法改正は、何らの法的な正統性も認められず、憲法改正の内容及び理由等について主権者に分かりやすく説明するという当該広報制度の目的を根底から否定するも

⁸ 憲法前文の国民主権原理は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し」とされ、国会や内閣という国家権力に戦争を起こさせない決意の平和主義に基づく特別の国民主権となっている（政府解釈同旨）。集団的自衛権行使はこれら国家権力の判断によって国民に戦争の惨禍を起こしてしまうものであることから、安倍総理の改憲はこの平和主義の法理に反する観点においても違憲無効となると解する。

のであり、96条だけでなくこの国民投票法そのものにも違反して無効となると解される。

■日本国憲法の改正手続に関する法律

第十四条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 国会の発議に係る日本国憲法の改正案（以下「憲法改正案」という。）及びその要旨並びに憲法改正案に係る新旧対照表その他参考となるべき事項に関する分かりやすい説明並びに憲法改正案を発議するに当たって出された賛成意見及び反対意見を掲載した国民投票公報の原稿の作成（以下、略）

なお、こうした虚偽に基づく違法な国民投票の実行に対しては、同法第127条により国民投票無効の訴訟が提起可能であり⁹、また、同法第133条において裁判所は緊急の必要があるときは憲法改正の効果の発生の全部停止等ができることになっている。更には、行政事件訴訟法第3条に定める「無効等確認の訴え」、「差止めの訴え」等の提起の可能性も十分に検討に値すると解する。

(3) 憲法99条の国会議員の憲法尊重擁護義務に反する違憲無効

憲法改正案は、衆参の憲法審査会において憲法改正原案が提案・審議・採決され、その後衆参の本会議で憲法改正原案が提案・審議され、最終の本会議での採決をもって国会が憲法改正案として発議し国民に対し提案される。しかし、そもそも9条を法規範として扱わない「昭和47年政府見解の読み替え」という虚偽の主張に基づくこれらの全ての行為（以下、「改正案の発議等」という）は、端的に、憲法99条に定める国会議員の憲法尊重擁護義務に反することになる。憲法96条は国会議員に改正案の発議等をするを委ねているが、だからといって、その過程で国会議員が9条の法規範が非科学の不正行為によって破壊されていることを放置し、更には、その破壊を利用しそれを誤魔化す虚偽の主張によって改正案の発議等を行うことを認めていないことは明らかである。

なお、この改正案の発議等が違憲無効であることは、憲法98条1項の「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」との明文規定からも明らかである¹⁰。

(4) 国際法違反の先制攻撃を合憲化する違憲無効

⁹ 無効事由を限定列挙した国民投票法第128条の規定に関わらず、「国民投票は判例蓄積による基準確立が期待できず、司法が政治的、恣意的に判断することを防止するという観点」との同規定の立法趣旨及び公選法第205条による議員定数訴訟の裁判例等を踏まえると、憲法改正案の発議等が虚偽に基づくことを理由として国民投票の無効判決が下され得ると解する。

¹⁰ 最高裁判決は「国務に関するその他の行為」は「公権力を行使して法規範を定立する行為」と限定して解釈しているが、改正案の発議等という国会議員や機関たる国会の行為も憲法改正という法規範定立の行為の一端であることは疑いがなく、当然に「国務に関するその他の行為」に該当すると解する。

国際法上の一般的な集団的自衛権は他国防衛の目的を持ってなされるものであるが、限定的な集団的自衛権は「他国防衛の目的を有さずに、自国防衛の目的のみで相手国より先に武力行使を行うもので、世界の国で日本以外に例がない」と答弁されており、これは国際法違反の先制攻撃の実体があり、国際法遵守の憲法 98 条 2 項や「いづれの国家も、自国のことのみで専念して他国を無視してはならない」と定める前文の国際協調主義に反し、国会の改正案の発議等と国民による国民投票の全過程が違憲無効となると解される¹¹。

■衆-平和安全特別委員会（平成 27 年 6 月 22 日）
○宮崎礼壹 元内閣法制局長官 最近、政府当局者は、自国を守るための集団的自衛権とそれ以外の集団的自衛権を分け、前者は合憲、後者は違憲と言っています。しかし、自国防衛と称して、攻撃を受けていないのに武力行使をするのは、違法とされる先制攻撃そのものであります。

4. 9 条の 2 改憲は「騙され改憲」として未曾有の大混乱を生じる

以上のように、安倍総理の改憲は主権者である国民を欺く法的に無効の暴挙であり、先述した司法権の行使も含め、日本社会の民主主義の力で絶対に阻止する必要があるものである。

しかし、仮に、9 条の 2 改憲の国民投票が強行され、憲法改正に賛成が過半数の結果となったとしても、憲法改正の有効性を巡って果てしない大論争が生じることになる。これは、安倍総理や与党議員の虚偽の説明を信じて賛成票を投じてしまった（反対票を投じることもあり得る）、また、そもそも改正案の発議等が国会議員の憲法尊重擁護義務に違反して違憲無効であるなど、先に指摘した全ての違憲・違法論点を巡って批判が生じ得る。その結果、いわゆる「押し付け憲法論」どころの次元ではない、国民が騙されて国民投票をさせられてしまった、安倍総理と与党議員らによる集団詐欺的な行為によって国民が憲法を奪われてしまったなどの「騙され憲法論」ともいうべき未来永劫に克服困難な政治的・社会的な大混乱を巻き起こすことになるのである。

そして、その結果、安倍総理の改憲の口実と裏腹に、自衛隊の信用は却って国内外で大きく毀損されることとなる。

5. 平和憲法の法規範性が失われ死文化する

また、こうした国民の改正憲法への混乱はその法規範の内容についても生じることとなる。そもそも「昭和 47 年政府見解の読み替え」という不正行為でねつ造された「基本的な論理」に基づく「武力行使の新三要件」による限定的な集団的自衛権は、その武力行使の態様やエリアについて何らの論理的な限界要件を有しておらず、歯止め無き・無限定な海外派兵を可能にするフルスペックの集団的自衛権と何ら変わらない代物となっている。よって、9 条の 2 の制定は、既に解釈変更・安保法制で空文化している 9 条 1 項・2 項の完全な死文化となる（例えば、2 項の「戦力の

¹¹ 小西質疑による平成 29 年 6 月 6 日参院外交防衛委員会会議録を参照

不保持」、「交戦権の否認」などが無意味な規定となる)。

さらに、「基本的な論理」は同時に昭和 47 年政府見解の中にあつた「平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されない」との部分文言上も切り捨てて作成されており、「憲法九条は、憲法前文の平和主義の理念が具体化した規定である」(最高裁砂川判決)、「前文はそれぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針としての意味を持っている」(政府解釈)とされる「全世界の国民が平和的生存権を有することの確認」など前文の三つの平和主義の法理(政府解釈)も解釈変更・安保法制で空文化してしまっているところ、これらも完全に死文化することとなる¹²。

6. まとめ ～9条の2改憲を阻止する戦略～

以上のように、安倍総理の解釈変更は法治国家では絶対に許されない暴挙(壊憲)であり、安倍総理の改憲は、解釈変更で国民を欺いた不正行為を用いて再度国民を欺き、国民自らの手で憲法を完全に破壊(壊憲)させようとしている民主制における究極の蛮行というべきものである。

しかし、「昭和 47 年見解の恣意的な読み替え」は絶対の不正行為(インチキ、ペテンの類い)であり、解釈変更と9条の2改憲が合憲となることは永久にあり得ない¹³。とすれば、国民主権及び法の支配・立憲主義の回復のためには、解釈変更(7.1閣議決定)及び安保法制を廃止する(当然その責任によって安倍内閣は退陣することになる)ことが必須である。そもそも、内閣・国会(与党)が不正行為より国民を騙し憲法規範の改変を強行できる「壊憲」政治の下で「改憲」することに意義はないのであって、改憲の前に壊憲を打破し、9条については既に安倍総理が主権者となっているいわば安倍主権の人治国家から国民主権の法治国家に戻ることが子孫のためにも必須なのである。

なお、自民党においては自衛隊明記の他に高等教育の無償化などの改憲案を検討するとしているが、仮に、解釈変更・安保法制を放置したままに他の分野の改憲を追求する場合は、自民党に限らず何人であっても、不正行為による絶対違憲の武力行使で戦死する自衛隊員や国内外の同じ市民を無視し、また我が国の法の支配・立憲主義の破壊を無視する行為を行うこととなってしまうと解する。国会議員にあっては端的に憲法尊重擁護義務に反することとなる。

この点、国会法第 102 条の 6 により「日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査」を行うとされている憲法審査会にあっては、憲法改正の議論の以前に憲法違反と法の支配・立憲主義の破壊の問題につい

¹² 以上について拙著第二章、第五章及び平成 29 年 6 月 6 日参院外交防衛委員会会議録を参照。

¹³ 9条の2改憲が違憲無効となることを回避する唯一の方法は「基本的な論理」にとらわれず限定的な集団的自衛権以上の武力行使を可能とする憲法改正を行うことであるが、自民党と公明党の会派代表意見として「憲法の基本原理である平和主義を変更することは憲法改正の限界を超える」と明言しており(平成 28 年 11 月 24 日衆憲法審査会)、政治的にも極めて困難であろう。ただし、「5.」で指摘したようにそもそも両党が憲法の平和主義をどのように理解しているのか不明ではある。

て徹底的に調査する法的責務を有するのであり、その旨、「立憲主義及び国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義の基本原則に基づいて徹底的に審議を尽くす」と参院憲法審査会の附帯決議（平成 26 年 6 月 11 日）でも明確に示されているところである（なお、同決議第三項では憲法改正のためには立法事実の証明が必要としている）。すなわち、こうした憲法審査会の本来の役割と本稿で論じた 9 条の 2 改憲が違憲無効となることから、昨年の参院憲法審査会（平成 28 年 11 月 16 日）における民進党白眞勲幹事及び社民党福島みずほ委員による「昭和 47 年政府見解の読み替え」という法解釈ではない不正の手口による解釈変更とそれに基づく安保法制を放置して、憲法審査会が改憲の議論を行うことは絶対に許されない」との旨の各々の会派意見表明は正に至当というべきものとする。

いずれにしても、憲法尊重擁護義務を負う全ての野党議員は、自民党及び公明党の国会議員の良識に期待しこれに働きかけつつ、全党首が先頭に立ち全力を持って闘う必要がある。改憲の阻止のために絶対に必要不可欠なことは「昭和 47 年政府見解の読み替え」という壊憲の真実を広く世論化することである。世論化とは、新聞やテレビの報道はもちろん、例えば、加計・森友学園の問題にあるようにテレビのワイドショーまでこの暴挙を伝えることである。従って、これに向けて、あらゆる憲法学者、政治学者、弁護士等の専門家、報道関係者の方々などが歴史の教訓と職業倫理に基づき「昭和 47 年政府見解の読み替え」を繰り返し、徹底的に訴えて頂くことが必須である。そして、市民運動にあってもこの安倍総理が真に恐れる不倒かつ最強の論点を必ず訴えに組み入れて頂くことが必須と考える。¹⁴

自民党は 8 月中に四つの改憲項目を議論し 9 月中に党としての改正案をまとめるとのことである。公明党、日本維新の会を含めこの絶対の過ちである 9 条の 2 改憲の動きが加速化する前に止める必要がある。そのためには、この夏の間が最後の機会であり、7 月 1 日（解釈変更三年）、8 月 6・9・15 日、9 月 19 日（安保法制二年）などの節目が非常に重要である。今こそ、平和国家、法治国家の私たち日本国民の性根が問われているといえよう。

※ 本稿は、一国会議員及び一科学者としての立場によるものである。

¹⁴ 安倍政権批判の際に、安倍内閣の解釈変更の合憲の論拠と「昭和 47 年政府見解の読み替え」の暴挙という、「なぜ、違憲なのか。なぜ、許されないのか」を明示すれば、より有効な科学的議論と市民運動が進展するものと期待する。